

保護者の
みなさまへ

県立高等学校の授業料無償化 についてのお知らせ

平成22年4月から県立高等学校（専攻科を除く）の生徒の授業料は、原則無償化となりました。

この新しい制度を円滑かつ確実に実施するため、次のことについて、御理解・御協力をお願いします。

◀ 次ページに詳しいQ&Aを掲載していますので御参照ください。 ▶

◇ 無償化の対象となるのは授業料のみです

(Q1へ)

◇ 例外的に授業料を納めていただくことがあります

(Q2へ)

◇ これまでの奨学金制度は引き続き実施します

(Q3へ)

県立高等学校に学ぶ生徒



保護者を含む社会全体で支援

生徒のみなさんが、自分たちの学びが社会全体により支えられていることを自覚し、しっかりと勉学に励めるよう、御家庭においても御指導をお願いします。

★ 次ページにQ&Aがあります

県立高等学校の授業料無償化 Q & A

Q1. 無償化により、学校諸費も要らなくなるのですか？

無償化の対象となるのは、授業料のみです。授業料以外の学校諸費（教材費、修学旅行費、PTA会費等）については、引き続き、生徒や保護者の皆様に納付していただく必要がありますので、各高等学校が定める方法で、期限内に必ず納付してください。

Q2. 例外的に授業料を納める場合とは、どんな場合ですか？

すでに高等学校を卒業したことのある生徒や標準修業年限（全日制の課程は3年、定時制の課程は4年）を超えて在学している生徒については、教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から、授業料を納付していただくこととなります。

◎ 授業料減免制度や休学等による期間を徴収しない場合がありますので、詳しくは、県教育委員会又は学校にお問い合わせください。

Q3. 奨学金制度はどうなるのですか？

経済的な理由により修学が困難と認められる高校生等を対象とした広島県高等学校等奨学金制度があります。応募資格や内容等につきましては、各高等学校にお問い合わせください。（※保護者の失職等により家計が急変した場合は、随時申請を受け付けています。）

Q4. 未納の授業料も無償となりますか？

授業料の無償化制度は、平成22年度からの新たな制度ですので、平成22年3月分までの授業料については、無償化の対象とはなりません。もしも未納となっている授業料がありましたら、早急に納付してください。

Q5. 授業料無償化により高等学校も義務教育化されたのですか？

高等学校への入学は、希望する意志のある生徒が、入学者選抜により、それぞれの学校や学科の特色に応じて、学力検査や調査書の判定資料に基づき、その教育を受けるに足る能力・適性を各高等学校長に総合的に判断され、許可されるものであり、授業料の無償化によって高等学校が義務教育化されたわけではありません。

— お問い合わせ先 —

広島県教育委員会 指導第二課 082-513-4992